

狭あい道路に係る路線協議事前チェック表

狭あい道路の拡幅整備において、路線協議を実施するにあたっては、あらかじめ必要となる条件について、以下のチェック表にて確認をお願いします。なお、虚偽の記載が判明した場合には、路線協議申出書を受理できない場合があります。

事前チェック項目			確認欄
1	拡幅整備を希望する道路は、建築基準法第42条第2項に規定される道路ですか。	・建築課建築係に確認して下さい。	☐ はい
2	拡幅整備を希望する道路と自己所有地及び同意者所有地は接していますか。	・自己所有地等に接しない狭あい道路に対して協議はできません。	☐ はい
3	土地一筆だけでの協議ではありませんか。	・路線協議は一定区間での協議となります。一定区間の考え方は現場によって異なり、路線協議として進められるかはチェック表提出後、ご連絡します。	☐ はい
4	対象土地所有者は後退用地の寄附が必要なのかを知っていますか。	・寄附いただけない場合は、拡幅整備できません。	☐ はい
5	後退用地内にある構造物が撤去及び移設可能か確認しましたか。	・建築物、生垣、擁壁、地下埋設物、電柱その他これらに類するものがある場合は、撤去及び移設が必要になり、撤去及び移設できない場合は協議できません。	☐ はい
6	後退用地に所有権以外の権利は登記されていますか。	・所有権の行使を阻害する権利がある場合、解除する目途がないと協議できません。	☐ はい ☐ いいえ
7	※6で「はい」の場合 所有権以外の権利を解除できますか。	・公益的事業の認可等を受けた事業者が事業の目的のために設定した地役権及び地上権以外は解除する必要があります。	☐ はい ☐ いいえ
8	諸費用は把握されていますか。	・後退用地内の構造物の撤去及び移設費用、所有権以外の権利の解除費用は、すべて自己負担となります。	☐ はい
9	日数に余裕がありますか。	・測量から整備完了までに1年以上必要な場合があります。	☐ はい
10	後退用地の分筆には、隣接地及び対側地土地所有者の境界確定が必要です。	・境界確定については市で実施しますが、一部でも境界が確定しない場合は、事業が中止される場合があります。	☐ はい
11	開発行為や自己の居住又は業務の用に供する目的以外の建築行為等を前提としたものではありませんか。	・開発行為等を前提としたものは、路線協議の対象となりません。	☐ はい

(添付書類)

1. 位置図
2. 公図の写し
3. 登記事項証明書の写し

(事前協議者)

住 所
氏 名
連絡先